

平成20年6月2日

### 西日本鉄道と西鉄バス久留米に対し九州運輸局長名で文書指導 ～高速道路上のバス停車と乗客誘導の再発防止を強く要請～

#### 1. 発生した問題事案

本年5月22日、西鉄バス久留米（株）京町営業所所属の高速バス（北九州～久留米線）が、高速道路上の駐停車禁止区域に車両を停車させた上で、乗客2名をバス停から当該停車車両まで歩かせるという事案が発生しました。

これは、九州自動車道太宰府インターチェンジ（IC）の出口料金所に向かう途中で、本来当該高速バスが太宰府ICバス停に停車すべきであったことに運転手が気づき、急遽Uターンして本線と進入路との合流地点にある進入禁止区域（駐停車も禁止）に車両を停止させ、乗客8名を車内に残した上で当該運転手が約300m手前の当該バス停まで乗車予定の乗客2名を迎えに行き、バスまで誘導した、というものです。

#### 2. 九州運輸局の対応

- ① 西鉄バス久留米（株）では、昨年12月20日にも同様の事案が発生させており、九州運輸局では、本年1月21日付で西日本鉄道（株）に対し、西鉄グループにおける旅客の安全確保の取組及び運転手の指導教育の徹底を自動車交通部長名で指導し、2月20日付で改善報告を受けております。
- ② 今般、同一会社（西鉄バス久留米（株））の同一営業所（京町営業所）において同様の事案が発生したため、5月27日に当該営業所について福岡運輸支局が呼出監査を実施し、従業員の指導監督状況を確認しましたが、関係法令に定める事業者の責務は実施されておりました。
- ③ ただし、今般、西鉄グループの高速バス事業について運行の安全確保を更に徹底する必要が認められたため、九州運輸局は、西鉄グループ各社に実質的な指導監督を実施していると認められる西日本鉄道（株）及び直接当事者である西鉄バス久留米（株）に対して、本日局長名の指導文書を発出し、追加的な措置を強く要請するとともに講じた措置を速やかに九州運輸局に報告するよう指示しました。

#### 【問い合わせ先】

九州運輸局 自動車交通部旅客第一課 課長 橋口 (直通) 092-472-2521  
課長補佐 犬渕 (直通) 092-472-2521